

令和 8 年 5 月 22 日

和歌山県飲食業生活衛生同業組合 御中

和歌山労働局長



令和 8 年 10 月 1 日施行「ハラスメント防止対策の強化」に  
関する周知・広報について（協力依頼）

平素より、労働行政の円滑な推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 10 月 1 日より、改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主におけるハラスメント防止対策が一層強化されることとなりました。

本改正により、

- ・カスタマーハラスメント（いわゆるカスハラ）防止措置の義務化
- ・求職者、インターンシップ参加者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置の義務化

が新たに求められ、事業主には、方針の明確化、相談体制の整備、迅速かつ適切な事後対応等、必要な措置を講ずることが義務付けられます。

これらの取組は、労働者のみならず、求職者等を含めたすべての関係者にとって、安全で安心な就業・求職環境を確保する上で極めて重要なものであります。

つきましては、以下の広報文例を参考に、広報誌・ホームページ等への掲載、傘下の団体等への周知、開催行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、ハラスメントのない職場環境づくりに向け、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 広報文例

『事業主におけるハラスメント防止対策が強化されます』

本年（令和 8 年）10 月 1 日から、改正労働施策総合推進法及び改正男女

雇用機会均等法が施行され、事業主におけるカスタマーハラスメント防止措置及び求職者、インターンシップ参加者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置が義務化されることとなります。

詳細については、和歌山労働局雇用環境・均等室（TEL 073-488-1170）へお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（ハラスメント対策）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

リーフレット二次元コード



|        |   |
|--------|---|
| 担<br>当 | 和歌山労働局雇用環境・均等室<br>担当 川嶋 楠井 岩瀬<br>TEL ; 073-488-1170 |
|--------|---|